

大槌町中央公民館・大槌町城山公園体育館

指定管理者 公募要項

令和3年10月

大槌町

目次

- 1 指定管理者制度の趣旨
- 2 施設の概要
- 3 指定管理者が行う業務
- 4 指定管理業務に要する経費
- 5 指定期間
- 6 管理の基準
- 7 管理責任者の指定
- 8 応募資格・条件
- 9 応募の手続き
- 10 審査
- 11 決定までのスケジュール
- 12 指定管理業務に係る協定の締結
- 13 参考事項
- 14 添付書類
- 15 問い合わせ先

1 指定管理者制度の趣旨

大槌町では、大槌町中央公民館及び大槌町城山公園体育館の管理運営業務を民間の創意工夫やノウハウを活かして住民サービスの向上や管理運営の効率化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、大槌町公民館条例（昭和 52 年条例第 22 号）第 21 条及び大槌町立都市公園条例（昭和 63 年条例第 11 号）第 20 条の規定に基づき両施設の一体的な管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 大槌町中央公民館

①	所在地	大槌町小槌第 32 地割 126 番地
②	設置目的	実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること。（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条）
③	設置条例	大槌町公民館条例（昭和 52 年条例第 22 号）
④	建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、3 階建
⑤	建築年	1977 年（昭和 52 年）
⑥	延床面積	2,447 m ²
⑦	防火対象	特定防火対象物
⑧	施設構成	1 階 老人室、文化財整理室（旧身障者室）、文化財保管室（旧医務室）、書庫（旧体育室）、管理人室、ボイラー室、機械室、災害対策本部室（旧図書室） 2 階 ロビー、中央公民館事務室、事務室、婦人室、調理実習室、文化ハウス（旧談話室） 3 階 大会議室、会議室（第 1、第 2）、サーバー室（旧視聴覚室）、講義室、資料室

(2) 大槌町城山公園体育館

①	所在地	大槌町小槌第 32 地割 126 番地 7
②	設置目的	スポーツ・レクリエーションの普及振興を図るとともに、芸術文化活動とコミュニケーションの拠点として町民生活に密着した多目的な活用に寄与すること。
③	設置条例	大槌町立都市公園条例（昭和 63 年条例 11 号）
④	建物構造	鉄筋コンクリート造、2 階建
⑤	建築年	1988 年（昭和 63 年）
⑥	延床面積	2,771 m ²
⑦	防火対象	特定防火対象物
⑧	施設構成	1階 ロビー、事務室、アリーナ、トレーニング室、機械室 2階 武道場

(3) 自家用発電設備

①	所在地	大槌町小槌第 32 地割 126 番地
②	設置目的	災害対策本部設置場所の中央公民館及び指定避難場所である城山公園体育館の停電時の電源確保。
③	建物構造	鉄骨造、平屋建

④	建築年	2018年(平成30年)
⑤	延床面積	38.22㎡
⑥	防火対象	特定防火対象物
⑦	設備仕様	【発電機】形式：横軸回転界磁形同期発電機、容量：200kVA 200kW 【エンジン】形式：立形水冷4サイクルディーゼル機関

(4) 駐車場

①	所在地	大槌町小鎚第32地割126番地
②	施設構成	【1階】13台(内、身体障がい者用1台) 【3階】71台(内、身体障がい者用1台、軽自動車用3台)

3 指定管理者が行う業務(詳細は仕様書に記載)

(1) 施設の使用に関する業務

- ① 施設の利用申請受付、利用許可及びその取消に関する事
- ② 利用料金の徴収及び還付に関する事
- ③ 利用料金の減免に関する事

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ① 施設の開閉
- ② 警備
- ③ 施設の清掃、施設・設備の保守、法定点検・検査・報告
- ④ 備品管理
- ⑤ ボイラー運転

(3) 中央公民館の設置目的を達成するための事業に関する業務

社会教育法第22条に規定する事業を各年度6回以上分館と連携しながら行う。

(4) その他の業務

- ① 運営状況報告書の提出(毎月、四半期)
- ② 事業計画書の提出(毎年度)
- ③ 事業報告書の提出(毎年度)
- ④ 関係機関との連絡調整

※留意事項

指定管理者は、施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることができません。但し、業務の一部については、町の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

自動販売機等の設置に係る公有財産目的外使用に関する業務は町が行います。

4 指定管理業務に要する経費

指定管理者は町が支払う指定管理料及び施設の利用料金収入により施設を運営します。

指定官管理料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理者から提出された計画を踏まえ町が予算編成し、町議会の議決を経て年度協定を締結することにより決定します。

指定管理料は会計年度ごとに支払います。支払い時期は年度協定において定めます。

(1) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料に含まれる経費は、次の①から⑨とする。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費

- ④ 需用費
- ⑤ 役務費
- ⑥ 委託料
- ⑦ 使用料及び賃借料
- ⑧ 一般管理費
- ⑨ 消費税

(2) 指定管理料

令和4年度の指定管理料は予算（40,088千円程度）の範囲内とする。

令和5年度以降については、事業内容等により決定する。

5 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間で予定しており、町議会の議決を経て指定となります。

6 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務で取得した利用者等の個人情報適切に扱うこと。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、指定管理者と町が協議の上定めることとする。

7 管理責任者の指定

総合的な責任を持つ代表者を管理責任者として指定してください。責任者は中央公民館長となります。

8 応募資格・条件

- (1) 町内に本店、本社、支店、営業所を有する法人、又は事務所を有する団体、複数の団体で構成された共同事業体であること（法人格の有無は問いません。）。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと（欠格事項）。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する。
 - ② 大槌町競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている。
 - ③ 法人にあつては直近2事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税、直近2年度分の法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税を滞納している。
 - ④ 法人以外の団体にあつては直近の2年度分の代表者が住民票を有する市町村の直近2年度分の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある。

9 応募の手続き

(1) 応募書類

この公募要項及び仕様書に基づき書類を提出してください。【様式第1号】及び【様式第2号】はホームページでダウンロードするか、提出場所にお問い合わせください。

	提出書類
①	指定管理者指定申請書【様式第1号】
②	事業計画書（収支計画書を含む）【様式第2号】
③	定款若しくは寄付行為又はこれらに準じる書類

④	指定管理者指定申請日の属する年度の前年度の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準じる書類
⑤	本公募要項の8応募資格・条件（2）の欠格事項①②⑤に該当しないことの宣誓書
⑥	法人にあつては直近2事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、直近2年度分（前年度及び今年度）の法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書（完納証明書） 法人以外の団体にあつては代表者が住民票を有する市町村の直近2年度分（前年度及び今年度）の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税証明書（完納証明書）
⑦	法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
⑧	次のア～ウの内容がわかる法人又は団体の概要書 ア 経歴及び実績 イ 代表者の履歴書並びに役員の構成及び氏名 ウ 事業概要又はこれに準ずるもの
⑨	共同事業体にあつては共同事業体構成員表、共同事業体協定書の写し、共同事業体委任状（代表団体への委任状）

（2） 応募書類の提出

① 受付期間

令和3年10月11日（月）から令和3年11月10日（水）（土日・祝日は除く）

※受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時15分

② 提出部数 正本1部、副本10部

③ 提出方法 ④の提出場所に直接持参してください。

④ 提出場所

〒028-1121 岩手県上閉伊郡大槌町小槌第32地割126番地

大槌町教育委員会事務局 生涯学習課（中央公民館内）

（3） 質問事項

応募にあたっての質問は、下記期間内に、郵送、FAX、又は電子メールにより問い合わせ先にお問い合わせください。

① 受付期間 令和3年10月11日（月）から10月29日（金）午後5時15分まで

② 回答方法 随時ホームページで公表します。

10 審査

（1） 審査方法

指定管理者候補者の選定審査は、「大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成17年条例第15号）に基づき行います。審査は一次審査（書類審査）を行い、後日二次審査（提出書類の提案内容に基づくヒアリング）を行います。二次審査の日時、場所については、一時審査を行った後通知します。なお、応募が1件の場合でも審査は行います。

ア 一次審査について

次の事項を満たしているか書類の審査を行います。

①必要な書類がすべて存在し、かつ不備がないこと

②応募資格・条件を満たしていること

③町の基本的な管理運営の方針に合致していること

イ 二次審査について

提出書類によるヒアリングを実施し、【別紙】選定基準に基づき採点を行います。ヒアリングにおいてはパワーポイントの使用は可能ですが、提出書類の要約書の資料とします（当日の追加資料等持込不可）。

(2) 結果及び通知

「大槌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定による「大槌町公の施設指定管理者選定審査会」による選定結果を尊重し、指定管理者候補者を決定し、結果を文書で通知します。

11 決定までのスケジュール

- (1) 指定管理者の募集期間
令和3年10月11日（月）から令和3年11月10日（水）
- (2) 質問受付期限
令和3年10月29日（金）
- (3) 第一次審査及び第二次審査
令和3年11月中旬
- (4) 審査結果の通知・公表
令和3年11月下旬
- (5) 議会の議決
令和3年12月（予定）
- (6) 指定管理者の指定の告示
議会の議決後速やかに告示します。
- (7) 協定締結
令和4年4月1日

12 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定後、町と指定管理者は指定管理業務に関し、指定管理期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定を締結します。

13 参考事項

平成30年度から令和2年度までの公民館事業実施状況は次のとおりです。

- ①高齢者生きがいセミナー・女性のひろば「プリザーブドフラワー教室」（令和2年11月6日実施）
- ②高齢者生きがいセミナー・女性のひろば「マーブルアート講座」（令和元年10月18日実施）
- ③女性のひろば「美姿勢ピラティス講座」（平成30年10月1日 台風接近に伴い中止）
- ④高齢者生きがいセミナー「ハーバリウム作り講座」（平成30年10月12日実施）
- ⑤高齢者生きがいセミナー「苔玉作り」（平成30年10月25日実施）

14 添付書類

大槌町中央公民館・城山公園体育館指定管理業務仕様書（令和3年10月）

15 問い合わせ先

〒028-1121 岩手県上閉伊郡大槌町小槌第32地割126番地
大槌町教育委員会事務局 生涯学習課
電話 0193-42-2300 FAX 0193-42-3031
E-mail syougai@town.otsuchi.iwate.jp